

## 浜松市建設工事関連業務委託成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、浜松市発注（「浜松市建設工事関連業務委託契約約款」を適用した業務）の建設工事にかかる委託業務（測量、調査及び設計等）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は、1件の業務委託料（最終）が100万円を超える業務のうち、次の業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 用地・物件調査業務
- (3) 工損調査業務
- (4) 地質・土質調査業務
- (5) 調査計画業務
- (6) 土木設計業務
- (7) 建築・設備設計業務

### (評定者)

第3 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 検査職員
  - ア 業務委託料（最終）が100万円を超え第2(1)～(7)に該当するものは、主管の課長が指定する職員。
  - イ 業務委託料（最終）が500万円を超え主たる業務が第2(6)、(7)に該当するものは、検査監の職にある者。
- (2) 総括監督員、担当監督員
  - 「浜松市建設工事関連業務委託監督要綱」に基づき定めた職員。

### (評定の方法)

第4 評定は、別に定める「工事関連業務委託評定考査基準」により委託業務及び評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。

2 評定の結果は、「工事関連委託成績評定表」(別記第1号様式)に記録するものとする。

### (評定の時期)

第5 検査職員は完了検査を実施したとき、総括監督員及び担当監督員は委託業務が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定等の報告)

第6 評定者は、評定を行ったとき、遅滞なく評定表へ記録し工事関連委託完了検査報告書により契約担当課へ報告するものとする。

(評定結果の通知)

第7 検査職員は、第6の評定等の報告後、当該委託業務の受注者に対して、評定結果を工事関連委託完了検査結果通知書(別記第2号様式)及び項目別評定点(別記第3号様式)(以下これらを「結果通知書」という。)により通知するものとする。

- 2 市長は、結果通知書を郵送受領又は直接受領のいずれの方法により受領するかを受注者に選択させるものとする。
- 3 市長は、受注者が結果通知書を直接受領することを選択した場合において、当該結果通知書の発行日の翌日から起算して1年を経過してもなお当該受注者が受領しないときは当該結果通知書を廃棄できるものとする。

(評価の修正)

第8 第7の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を受注者に通知することができる。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第7及び第8については、業務委託料(最終)が500万円を超え、かつ主たる業務が第2(6)、(7)のものを除き、当面適用しない。

この要領は、平成23年10月1日から施行する。(一部改正)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。(一部改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。(一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。(一部改正)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。(一部改正)

この要領は、令和6年2月1日から施行する。(一部改正)

別記第1号様式

工事関連委託成績評定表				
(測量業務、用地・物件調査業務、工損調査業務、地質・土質調査業務、調査計画業務、土木設計業務)				
契約番号		合格番号		
委託業務等名	令和 年度			
契約金額	当初: ￥		最終: ￥	
履行期間	当初:	年 月 日	～	年 月 日
	最終:	年 月 日	～	年 月 日
完了年月日	年 月 日			
完了検査年月日	年 月 日			
受注者				
管理技術者氏名				
照査技術者氏名				
業務代理人氏名				
主任技術者氏名				
担当技術者氏名①		⑤		
担当技術者氏名②		⑥		
担当技術者氏名③		⑦		
担当技術者氏名④		⑧		
総括監督員所属・氏名				点(注1)
担当監督員所属・氏名				点(注1)
検査職員所属・氏名				点(注1)
考査項目	業務評定 (注1)	技術者評定		
		管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画		
	実施状況の 評価	執行管理		
		品質管理		
		業務特性		
		創意工夫		
	説明調整能 力の評価	説明調整能力		
	取組姿勢	責任感・積極性 ・倫理観		
結果の評価	成果物の品質			
①小計 (注3)				
②事故等による減点				
③瑕疵修補又は損害賠償による減点				
④その他 ( )				
総合評定点=①+②+③+④		点	点	点

- 注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。  
 2. 測量作業及び地質調査においては、業務代理人及び主任技術者が該当する。  
 3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

別記第1号様式

工事関連委託成績評定表（建築・設備設計業務）						
					担当課	
契約番号			委託名称			
業務委託料	当初：			最終：		
履行期間	当初： 年 月 日～ 年 月 日			最終： 年 月 日～ 年 月 日		
完了	年 月 日		年 月 日			
完了検査	年 月 日		年 月 日			
受注者						
管理技術者						
主任技術者						
担当監督員						
総括監督員						
検査職員						
評価項目	担当監督員 評定点 ①	総括監督員 評定点 ②	検査職員 評定点 ③	業務評定		管理技術者
業務の実施能力						
業務の実施状況						
設計図書の出来栄						
設計の技術力						
A 各評定者の評定点						
各評定100点満点換算						
B 事故等による減点						
C 瑕疵修補又は損害賠償による減点						
D 評定点合計=A+B+C						

注1 各評価項目の「業務評定」は少数第一位までとする。（第二位四捨五入）

注2 評定点合計は、小数点第一位を四捨五入し整数とする。

## 工事関連委託完了検査結果通知書

令和 年 月 日

様

浜松市長名又は管理者名

下記委託の完了検査結果について通知します。

委 託 名 称	契 約 番 号	
業 務 委 託 料		
完了検査合格年月日		
検 査 結 果		
評 定 点	点	
備 考		

なお、評価結果に疑義があるときは、契約担当課長に対して、この結果を通知した日から5日以内に書面により説明を求めることができます。

また、通知書は再発行いたしません。

別記第3号様式

項目別評定点

(測量業務、用地・物件調査業務、工損調査業務、地質・土質調査業務、調査計画業務、土木設計業務)

				合格番号	第	号
				契約番号	第	号
委託名称		令和 年度				
審査項目	細別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (評定点/満点) (注1・2)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と 執行計画	/ 点	/ 点	/ 点	
	実施状況の評価	執行管理	/ 点	/ 点	/ 点	
		品質管理	/ 点	/ 点	/ 点	/ 点
		業務特性	/ 点	/ 点	/ 点	
		創意工夫	/ 点	/ 点	/ 点	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	/ 点	/ 点	/ 点	
	取組姿勢	責任感・積極性 ・倫理観	/ 点	/ 点	/ 点	
結果の評価	成果物の品質	/ 点	/ 点	/ 点	/ 点	
評定点の小計 (注3)			/ 点	/ 点	/ 点	/ 点
事故等による減点			点	点	点	点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点	点
その他 ( )			点	点	点	点
総合評定点 (注3)			点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点

1

1

- 注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。  
 2. 測量作業及び地質調査においては、業務代理人及び主任技術者が該当する。  
 3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

項目別評定表（建築・設備設計業務用）

			合格番号 号	
			契約番号 号	
評価項目	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定		
		管理技術者 (評定点/満点)		
業務の実施能力	点/ 点	点/		点
業務の実施状況	点/ 点	点/		点
設計図書の出来栄	点/ 点	点/		点
設計の技術力	点/ 点	点/		点
評価点	点/ 点	点/		点
事故等による減点				点
瑕疵修補又は損害賠償による減点				点
総合評定点	点/ 100 点	点/		100 点

## 工事関連業務委託評価審査基準

### 第1 趣旨

この審査基準は、浜松市建設工事関連業務委託評価要領 第4の規定に基づき、委託業務及び評価者ごとに独立して的確かつ公平な評価を行うため、必要な事項を定めるものである。

### 第2 適用する評価表について

1 評価表は業務種類別に次のとおり適用するものとする。

- (1) 測量業務は「測量・用地調査等業務評価表」を適用する。
- (2) 用地・物件調査業務は「測量・用地調査等業務評価表」を適用する。
- (3) 工損調査業務は「測量・用地調査等業務評価表」を適用する。
- (4) 地質・土質調査業務は「地質・土質調査業務評価表」を適用する。
- (5) 調査計画業務のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等は「単純調査業務評価表」を適用し、それ以外は「調査・計画業務評価表」を適用する。
- (6) 土木設計業務は「土木設計業務（概略・予備）評価表」又は「土木設計業務（詳細）評価表」を適用する。
- (7) 建築・設備設計業務は「建築・設備設計業務評価表」を適用する。

2 対象業務が、複数の業務にまたがる場合は、業務の目的、金額等を勘案し、原則として主たる業務の評価表を適用する。

この主たる業務の取扱いは、各評価者で統一するものとする。

### 第3 担当監督員及び検査職員審査基準

評価に当たっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評価を行うものとする。（評価項目の追加、削除、又は評価比重の変更は行わない。）

### 第4 総括監督員審査基準

#### 1 審査方法

総括監督員は、評価趣旨を十分に理解し尊重した上で、総合的に評価を行う。

#### 2 評定点範囲

採点表（総括監督員用）の該当評価項目について、総合的に判断して評価するものとする。

### 第5 評定点について

業務に対する評定点は、各評価項目の重み付けを考慮した配点とする。

また、技術者の評定点は、業務内容に応じて抽出した各評価項目について、業務評価に対する各技術者の重み付けを考慮した配点とする。

評定点の配点は、対象業務に応じて別紙1-①又は別紙1-②によるものとする。

### 第6 減点について

#### 1 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、「浜松市工事請負契約等に係



る入札参加停止等措置要領」により入札参加停止等の措置があった場合は、当該業務の評定点に対して、表－1により減点するものとする。

また、評定が確定した後に当該事実が判明した場合は、評定時に遡って減点するものとする。

表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	入札参加停止 1ヶ月まで	入札参加停止が 1ヶ月を超える
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

## 2 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品において、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等により瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の評定点に対して、表－2を参考として最大20点まで減点することができるものとする。

ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。また、評定が確定した後に当該事実が判明した場合は、評定時に遡って減点するものとする。

表－2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－10点	－20点

## 附則

この審査基準は、令和5年度以降において、完了する建設工事にかかる委託業務の成績評定に適用する。

別紙1-① 評定点の配点

(測量業務、用地・物件調査業務、工損調査業務、地質・土質調査業務、調査計画業務、土木設計業務)

審査項目			業務評定	技術者評定		
				管理又は主任	担当	照査
プロセス 評価	実施能力 の評価	実施体制と執行 計画	20	20	5	
	実施状況 の評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観	5	5	7.5	
結果評価	成果物の品質	30	30	30	50	
評定点の小計			100	100	100	100
事故等による減点			0	0	0	0
瑕疵修補又は損害賠償による減点			0	0	0	0
その他減点			0	0	0	0
総合評定点			100	100	100	100

別紙1-② 評定点の配点  
(建築・設備設計業務)

評価項目	業務評定	管理技術者
業務の実施能力	19.2	19.2
業務の実施状況	12	12
設計図書の出来ばえ	22.8	22.8
設計の技術力	46	46
①評価点 計	100	100
②事故等による減点	0	0
③瑕疵修補又は損害賠償による減点	0	0
評定点 合計=①+②+③	100	100